

モビリティデータ活用モデル構築事業業務委託仕様書

1 委託業務名

モビリティデータ活用モデル構築事業業務委託(以下「本業務」という。)

2 委託業務の概要・目的

人口減少・高齢化により、教育、医療、買物などの日常に不可欠なサービスの再編が急速に進み、これらの生活サービスへのアクセスを担う地域公共交通の重要性が高まっている。こうしたなか、教育、医療、買物などの生活サービスへのアクセスに課題を抱える地域において、顕在的な移動需要を把握するために活用されている既存公共交通の乗降データや、地域の潜在的な移動需要を把握するために必要となるデータを選定・収集するとともに、それらの活用手法（AIを含む）等を研究することで、地域の課題解決に活用できる普遍的なモビリティデータ活用モデルを構築する。

本県は、令和8年1月、10県の知事が参加する「有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会」（令和7～9年度）を静岡県とともに設立し、地域交通の司令塔である地方公共団体や関係者が、より簡易にデータを収集し、かつ、データ保有者が安心して提供できる環境の整備を目指すとともに、各地域が抱える課題を解決するため、国とも連携しながら、交通空白の解消に向けて、地域の特性に応じた公共交通の新しい取組を進めることとしており、本業務において得られたノウハウ等を同研究会に報告し、水平展開を図っていく。

「有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会」と連携し、より再現性の高いモデルの完成を目指すとともに、市町がデータに基づき最適な交通ネットワークの検討や公共交通計画の策定に取り組めるよう支援することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月12日(金)まで

4 実施市町

志摩市、伊賀市

5 委託業務内容

(1) 業務実施計画の作成

本事業における全体工程、作業タスク、県、実施市町、交通事業者等関係者の役割分担等をまとめた計画書を作成し、進捗管理を行う。計画書については、県と協議の上決定することとし、変更が生じた際には随時計画書を変更する。

(2) 実施市町における関係者が抱える課題の整理

対象地域における既存の地域公共交通計画の分析や、実施市町や関係交通事業者等に対してヒアリング等を行うことにより、地域の関係者が抱える課題（潜在的な課題を含む）を洗い出すこと。ヒアリングの内容は、個別に議事概要を作成するものとし、洗い出した課題は資料として分かりやすく整理すること。ヒアリング先やヒアリング内容等の詳細は受託後に県と調整のうえ決定する。

(3) 分析に必要なデータの特定

本業務の目的の達成に必要なデータの種類を選定し、交通事業者等から取得するデータを特定すること。また、交通以外の分野とも連携し地域の輸送手段をフル活用できるような必要なデータを特定すること。対象データは下記を想定しているが、不足するデータは提案することとし、取得するデータの範囲や利用データの対象期間を含む詳細は、受託後に県と調整の上、決定する。

- (ア) 鉄道、路線バスに係る運行データ、ICカードデータ
- (イ) 定時定路線コミュニティバス及び福祉バスに係る運行データ、利用データ
- (ウ) A1 オンデマンド交通に係る利用データ(アプリデータ、ICカードデータ等)
- (エ) シェアサイクルに係る利用データ
- (オ) タクシーに係る利用データ
- (カ) スクールバスの運行データ、利用データ
- (キ) 介護施設の送迎に関するデータ
- (ク) スーパー等による移動販売に関するデータ
- (ケ) 人流データ
- (コ) その他分析に必要なデータ (提案すること)

(4) データの収集・分析

① データの取得

データを保有する事業者に対し、事業の目的、データの活用方法、取扱方法等必要な事項を説明の上、事業目的達成のために必要となるデータの詳細を事業者と調整し、データを取得する。

なお、本業務の目的の達成に必要な運行データ等を事業者が保有していない場合は、受注者において、実地調査等の方法により計測・集計等を行い、必要なデータを取得することとする。

② アンケート調査

実施市町の住民の移動ニーズの把握にあたっては、対象エリアにおいて過去に実施された住民移動ニーズを把握するアンケート調査等の資料を収集、分析する。

また、必要に応じて追加で住民に対するアンケート調査等を実施すること。

③ データの分析、可視化

BI ツール等を活用し、取得・加工したモビリティデータ、人流データ、住民移動ニーズに係るデータ、その他分析に必要なデータ及び県や実施市町が保有するデータ等を組み合わせて分析し、可視化する。分析結果の提示にあたっては、活用したデータを具体的に明示した上で、分析の考え方や過程等を分かりやすく示すこと。分析内容は下記を想定しているが、詳細は受託後に県、実施市町や関係交通事業者と調整を行い、決定する。

- (ア) 移動の出発地・目的地の分布状況の把握
- (イ) 障がい者、高齢者、妊産婦、学生等の交通手段に対する課題の把握
- (ウ) 交通空白の実態
- (エ) 交通サービスの供給と住民移動ニーズのギャップ
- (オ) 各交通モードの役割分担の整理
- (カ) 市域に限らないコミュニティバスの最適な路線、エリア設定

(5) データ活用方法の検討・支援

① データを用いた施策検討の支援

県及び実施市町、交通事業者等による協議の場を設定し、上記のデータ分析結果を提供するとともに、必要かつ効果的な施策を提案すること。提案にあたっては、実施市町の既存の地域公共交通計画の内容を十分踏まえること。協議参加者及び実施回数については県と協議の上決定するものとする。また、施策の効果検証方法についても議論するものとする。

② モデルケースの構築に向けた支援

本事業をモデルケースとして実施市町以外の市町や交通事業者等が参考にできるよう、交通事業者からのデータ取得、データの取扱いに係る関係者間での取り決め、関係市町間の調整に係る留意点等について、本事業の実施プロセスにおいて得た知見をまとめること。

(6) 報告書作成

① 中間報告

「有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会」（令和8年11月開催予定）で報告するための資料案を作成すること。

② 実施報告

同研究会における協議結果をふまえ、中間報告を見直し実施報告を作成すること。

6 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と業務受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる資料の収集は、原則として、県の指示により業務受託者が行わなければならない。
- (3) 業務受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、業務受託者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取扱いを協議する。
- (4) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定するものとする。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権等は、全て三重県及び実施市町に帰属するものとする。

7 必要書類の提出等

業務受託者は、本業務に係る契約の締結後、県と事前打ち合わせのうえ、速やかに三重県地域連携・交通部交通政策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) その他、三重県が必要とする書類等

8 成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおりとし、納入先は県及び実施市町とする。なお、納入成果品は紙媒体以外に必要なに応じて電子データにより納入するものとする。

- ①実施報告書
- ②ヒアリング等の議事概要、アンケート調査資料
- ③その他、三重県が必要とするデータ及び書類等

※本業務により作成した資料等については、その都度納入するものとする。

9 特記事項

- (1)委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (2)本事業は、国土交通省の地域交通確保維持改善事業費補助金を活用して実施することから、同補助金の交付要綱に基づき処理し、必要書類の作成や手続きを支援するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (3)契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定を遵守すること。なお、個人情報の保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。
- (4)業務受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 業務委託者に報告すること。
- (5)業務受託者が、(4)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。